

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	アジア太平洋経済協力(APEC)拠出金	担当部局庁	経済局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成5年度開始	担当課室	アジア太平洋経済協力室	室長 毛利 忠敦			
会計区分	一般会計	施策名	Ⅶー2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第四条第一項 外務省設置法第四条第三項	関係する計画、通知等	1992年9月の第4回閣僚会議及び2007年11月の第19回閣僚会議での共同声明合意に基づく				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	APEC事務局の運営及びAPECにおける貿易・投資の自由化・円滑化及び開発面での協力を資するプロジェクトの推進を図る。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	APEC主要メンバー国として、予め合意した分担率に基づき、APEC中央基金に対する拠出を行う。						
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	42	38	38	38	37
		補正予算	—	—	—		
		繰越し等	—	—	—	—	
		計	42	38	38	38	37
	執行額	42	38	38			
	執行率(%)	100%	100%	100%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	APEC事務局の運営及びAPECにおける貿易・投資の自由化・円滑化及び開発面での協力を資するプロジェクトの推進。 参考指標:APEC貿易可能性指標(APEC域内における貿易・投資の自由化・円滑化を計る指標)	成果実績	1-7で評価 (最大7)	4.55	4.64	4.64	4.6
	達成度	%	65	67	67		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	APEC高級実務者会合の開催。 (首脳会議・閣僚会議は主に主催国の準備によって行われるため、対象外)	活動実績 (当初見込み)		3	4	4	—
				(4)	(3)		
単位当たりコスト	(1,411,567円/1人)	算出根拠	他エコノミーの拠出もあるため、日本の拠出がそのままコストにはならないが、事務局運営経費として職員数60人の1人あたりのコストを算出。				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	その他	38	37				
	計	38	37				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	我が国からのAPECの拠出金は、外務省と経済産業省と財務省が、各々45%、40%、15%という比率で分担されている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	—	不用率が大きき場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	APEC事務局はプロジェクトの選定にあたって参加国・地域の意向が反映されるよう、ガイドブックの改訂や種々のトレーニングを通じて不断の努力を行っており、運営の効率化とプロジェクトの質の向上が図られている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績・成果実績	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	APECにおける各種会合及び首脳・閣僚会議において採択される宣言等APECの行うべき方向性等については毎年行われる様々な会議にて議論され、その内容に沿った形でプロジェクトが審査・採択され、実行されている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	本拠出金は事務局の設置に伴う運営経費（事務所維持経費、光熱水料等の経費、人件費、その他）及びプロジェクト遂行（毎年開催される閣僚会議毎に各メンバーの閣僚により検討、承認されるもの）に伴う経費である。経費の適切な遂行を確保すべく、検査・監査のため、財政管理委員会は、財政を監督し、拠出・支出につき監視し、勧告を行う。監査人は事務局会計を毎年検査している。また、監査・検査SOMを通じ、閣僚会議に提出され、承認されている。本拠出は義務的性格のものであり、予め合意された分担率に従い拠出するものであることから、引き続き拠出を行っていく必要がある。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	49	平成23年行政事業レビュー	42